

令和 8 年
第 4 回 土 岐 市 議 会 定 例 会 議 案

令和 8 年 8 月 2 7 日（第 1 日）

令和8年第4回土岐市議会定例会議事日程（第1日）

令和8年8月27日（木曜日）午前9時30分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	議第56号 令和8年度土岐市一般会計補正予算（第4号）	別冊
日程第4	議第57号 土岐市行政手続条例の一部を改正する条例について	1
日程第5	議第58号 土岐市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について	4
日程第6	議第59号 土岐市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について	6
日程第7	議第60号 土岐市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	8
日程第8	議第61号 土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	10
日程第9	議第62号 土岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び土岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	12
日程第10	議第63号 土岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び土岐市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	21
日程第11	議第64号 土岐市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について	24
日程第12	議第65号 土岐市景観条例の一部を改正する条例について	26
日程第13	議第66号 土岐市と多治見市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	28
日程第14	議第67号 土岐市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	29
日程第15	議第68号 土岐市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	30
日程第16	議第69号 土岐市と中津川市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	31
日程第17	議第70号 東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う東濃西部広域行政事務組合規約の変更について	32
日程第18	議第71号 土岐市教育委員会委員の任命同意について	34

日程第 19	議第72号	土岐市公平委員会委員の選任同意について・・・・・・・・	35
日程第 20	諮第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	36
日程第 21	諮第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	37
日程第 22	議第73号	令和 7 年度土岐市一般会計決算の認定について・・・・・・・・	38
日程第 23	議第74号	令和 7 年度土岐市国民健康保険特別会計決算の認定について・	39
日程第 24	議第75号	令和 7 年度土岐市駐車場事業特別会計決算の認定について・・	40
日程第 25	議第76号	令和 7 年度土岐市介護保険特別会計決算の認定について・・・	41
日程第 26	議第77号	令和 7 年度土岐市・瑞浪市介護認定審査会特別会計決算の認定 について・・・・・・・・・・・・・・・・	42
日程第 27	議第78号	令和 7 年度土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会特別会計 決算の認定について・・・・・・・・	43
日程第 28	議第79号	令和 7 年度土岐市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	44
日程第 29	議第80号	令和 7 年度土岐市水道事業会計利益の処分及び決算の認定につ いて・・・・・・・・・・・・・・・・	45
日程第 30	議第81号	令和 7 年度土岐市下水道事業会計決算の認定について・・・・	46

議第 5 7 号

土岐市行政手続条例の一部を改正する条例について

土岐市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

公示の方法等を改めるため、この条例を定めようとする。

土岐市行政手続条例の一部を改正する条例

土岐市行政手続条例（平成9年土岐市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第1号イ中「名あて人」を「名宛人」に、「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第2項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項及び第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」を「第15条第3項及び第4項」に、「同条第3項」を「同条第3項及び第4項」に、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同条第4項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」を「第15条第3項及び第4項並びに」に、「「同項第3号及び第4号」を「同条第4項中「第1項第3号及び第4号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 8 号

土岐市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税
に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関
する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、
この条例を定めようとする。

土岐市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税
に関する条例の一部を改正する条例

土岐市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成２８年土岐市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条中「当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産」の次に「（所得税法施行令（昭和４０年政令第９６号）第６条第１号から第３号まで又は法人税法施行令（昭和４０年政令第９７号）第１３条第１号から第３号までに掲げるものに限る。以下同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 9 号

土岐市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

土岐市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の特例に関する条例（平成２０年土岐市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条中「、当該対象施設の用に供する」の次に「機械及び装置、」を加える。

附 則

この条例は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２９号）附則第１条第２号に規定する政令で定める日から施行する。

議第 6 0 号

土岐市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

土岐市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

固定資産課税台帳（名寄帳）の交付手数料を明確化するため、この条例を定めようとする。

土岐市手数料徴収条例の一部を改正する条例

土岐市手数料徴収条例（昭和 3 0 年土岐市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表（1 3）の部 4 の項事務の内容の欄中「名寄帳）の」の次に「交付及び」を加え、同項手数料の名称の欄中「名寄帳）」の次に「交付手数料及び」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の土岐市手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に受理する申請について適用し、同日前までに受理した申請については、なお従前の例による。

議第 6 1 号

土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 55 年土岐市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「法第 6 条の 2 第 4 項」を「法第 6 条の 2 第 6 項」に、「処分できる」を「処分をすることができる」に、「処分する」を「処分をする」に、「処分しない」を「処分をしない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条中「処分できる」を「処分をすることができる」に、「処分する」を「処分をする」に、「処分しない」を「処分をしない」に改める部分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 43 号）附則第 1 条本文に規定する政令で定める日から施行する。

議第 6 2 号

土岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
土岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について

土岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び土岐
市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

児童福祉法等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

(土岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 土岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年土岐市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「場合」の次に「若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第6条第1項中「事項」の次に「(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。)を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。)にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項)」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。)」を加え、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。)」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第18条第6号中「利用定員」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

第29条第2項第3号中「第2号」の次に「又は第3号」を加える。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第48条中「と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」と読み替えるもの」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等(」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第7条中「家庭的保育事業等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

(土岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 土岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例（平成２６年土岐市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第２条第６号中「小規模保育事業」を「満３歳未満等小規模保育事業」に改め、「規定する小規模保育事業」の次に「（同項第３号に掲げる事業を除く。）」を加え、同条第１１号の次に次の３号を加える。

（１１）の２ 教育認定子ども 法第２７条第１項に規定する教育認定子どもをいう。

（１１）の３ 満３歳以上保育認定子ども 法第２７条第１項に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。

（１１）の４ 保育認定子ども 法第２９条第２項に規定する保育認定子どもをいう。

第６条第２項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第４項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第７条第２項中「法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第９条第１項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第１２条の見出し中「教育・保育」を「特定教育・保育」に改める。

第１３条第４項第３号ア（ア）中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ（ア）中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第7号中「第6条第2項及び第3項」を「第6条第2項」に、「選考方法」の次に「及び同条第3項に規定する選考の方法」を加える。

第22条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」

とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第1項中「第28条」を「第27条」に、「第31条」を「第27条」に、「第33条」を「第27条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

（1） 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

（2） 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加え、「この章」を「この節（第43条第1項を除く。）」に改め、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「同項の選考方法」を「前2項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの

総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）」を、「により特定地域型保育」の次に「（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」を、「その他の」の次に「法第19条第3号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項に規定する選考方法」を「第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子ども」に限り、特定満3歳以上保育認定

子ども」を「教育認定子ども」に、「第１２条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第１４条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項」を「第１４条第１項」に改め、「「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、」を削り、「と読み替える」を「と、第２５条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第５１条第１項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第１項」を「第５２条第１項」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「いう。次条第３項」の次に「及び第５２条第３項」を、「この章（」の次に「第３７条第３項、第３９条第３項及び」を加え、「含む。次条第３項」を「含む。第５２条第３項」に改め、同項後段中「この章」を「この節（第４３条第１項を除く。）」に、「同号又は同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（」を「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、「第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の１条を加える。

第５１条の２ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域

型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号イ又はロに掲げるも

のを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「前条第1項」を「第51条第1項」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 6 3 号

土岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
土岐市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例について

土岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び土岐
市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等の
ための措置に関する法律の施行に伴い、この条例を定めようとする。

(土岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 土岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年土岐市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(土岐市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 土岐市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年土岐市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものを

いう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

議第 6 4 号

土岐市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例について

土岐市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条
例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

土岐市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成４年土岐市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議第 6 5 号

土岐市景観条例の一部を改正する条例について

土岐市景観条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

景観法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市景観条例の一部を改正する条例

土岐市景観条例（平成 25 年土岐市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「法第 16 条第 7 項第 11 号」を「法第 16 条第 8 項第 12 号」に改める。

第 9 条中「前条第 1 項第 1 号」を「前条第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）附則第 1 条本文に規定する政令で定める日から施行する。

議第 6 6 号

土岐市と多治見市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定により、令和 9 年 3 月 3 1 日をもって土岐市と多治見市との間の証明書の交付等に係る事務の委託を廃止することについて、同法第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

土岐市と多治見市との間の証明書の交付等に係る事務の委託を廃止することについて協議しようとする。

議第 6 7 号

土岐市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定により、令和 9 年 3 月 3 1 日をもって土岐市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務の委託を廃止することについて、同法第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

土岐市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務の委託を廃止することについて協議しようとする。

議第 6 8 号

土岐市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定により、令和 9 年 3 月 3 1 日をもって土岐市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務の委託を廃止することについて、同法第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

土岐市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務の委託を廃止することについて協議しようとする。

議第 6 9 号

土岐市と中津川市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定により、令和 9 年 3 月 3 1 日をもって土岐市と中津川市との間の証明書の交付等に係る事務の委託を廃止することについて、同法第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

土岐市と中津川市との間の証明書の交付等に係る事務の委託を廃止することについて協議しようとする。

議第 7 0 号

東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う東濃西部広域行政事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務を変更すること及び東濃西部広域行政事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

東濃西部広域行政事務組合において、広域ごみ焼却施設の設置及び管理運営に関する事務を行うため、東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について協議しようとする。

東濃西部広域行政事務組合理約の一部を改正する規約

東濃西部広域行政事務組合理約（昭和 47 年岐阜県指令地第 776 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

（9） 広域のごみ焼却施設の設置及び管理運営に関する事務

附 則

この規約は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議第 7 1 号

土岐市教育委員会委員の任命同意について

土岐市教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	加藤 幸代	

議第 7 2 号

土岐市公平委員会委員の選任同意について

土岐市公平委員会委員として次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	加納 弘夫	

諮第2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年8月27日提出

土岐市長 加藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	塚本 泰二	

諮第3号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員会法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年8月27日提出

土岐市長 加藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	長谷川 満	

議第 7 3 号

令和 7 年度土岐市一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度土岐市一般会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

議第 7 4 号

令和 7 年度土岐市国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度土岐市国民健康保険特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

議第 7 5 号

令和 7 年度土岐市駐車場事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度土岐市駐車場事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

議第 7 6 号

令和 7 年度土岐市介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度土岐市介護保険特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

議第 7 7 号

令和 7 年度土岐市・瑞浪市介護認定審査会特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度土岐市・瑞浪市介護認定審査会特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

議第 7 8 号

令和 7 年度土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

議第 79 号

令和 7 年度土岐市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度土岐市後期高齢者医療特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

議第 80 号

令和 7 年度土岐市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度土岐市水道事業会計に係る利益を処分する議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度土岐市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

議第 8 1 号

令和 7 年度土岐市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、
令和 7 年度土岐市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり
議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司